

PCB使用機器の処分漏れに御注意ください！

1 PCB廃棄物について

- PCB（ポリ塩化ビフェニル）は電気機器類の絶縁油等に使用されていた油状の有害な物質。
- 健康被害により昭和47年（1972年）以降は製造が禁止。
- 禁止措置以前に製造のPCBが使用されている電気機器類（高濃度PCB使用機器）については、PCB特別措置法により、処分期間が定められている。
 - ・3kg以上のもの・・・令和3年度末まで
 - ・3kg未満のもの・・・令和4年度末まで
- 期間経過後に新規発覚したものについては、速やかに処分手続きを行う必要あり。
 - ※唯一の処分施設JESCO北海道事業所（北海道室蘭市）は令和7年度以降に解体撤去予定。

2 農業用機器に設置されているPCB使用機器について

- 県ではこれまで、古い工場やビル等を中心に、電気室内の機器や蛍光灯安定器等を調査してきたが、最近になり、古いポンプ場や精米機等の農業用機器にも、PCBが使用されたものがあることが判明。
- 令和4年12月に新聞広告による周知を行ったところ、新たに70件を超える高濃度PCB使用機器が見つかった。
- 思い当たる物があれば、各保健所（仙台市内は仙台市）に御連絡ください。（連絡先は裏面）

3 発見事例（農業用ポンプ場の場合）



【外観】

- ・圃場整備が終わっていない地域の田んぼ
- ・個人等が設置している農業用ポンプ場



【建屋内壁に設置】

- ・縦横とも15cm～30cm程度
- ・重さは1～2kg程度が多い。

4 処分費用の軽減制度について

- 中小企業の場合は70%、個人の場合は95%の軽減率。
- 来年度以降は44%に引き下げ見込み。（3kg以上のものは既に引き下げられています）

5 相談窓口

P C B 廃棄物に関する相談窓口は各地域を所管する保健所（仙台市内は仙台市）となります。

保健所	電話番号	所管区域
仙南保健所	0224-53-3118	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡
塩釜保健所岩沼支所	0223-22-6295	名取市、岩沼市、亶理郡
塩釜保健所	022-363-5501	塩竈市、多賀城市、富谷市、宮城郡、黒川郡
大崎保健所	0229-91-0711	大崎市、栗原市、加美郡、遠田郡
石巻保健所	0225-95-1447	石巻市、登米市、東松島市、女川町
気仙沼保健所	0226-22-5127	気仙沼市、南三陸町
仙台市事業ごみ減量課	022-214-8235	仙台市
宮城県廃棄物対策課	022-211-2463	制度全般に関すること

※各保健所の担当班は環境廃棄物班です。（上記は担当班の直通電話番号です）

事務所や倉庫などに PCB使用機器が 残っていませんか？



⚠️ PCB (ポリ塩化ビフェニル) とは？

PCBは絶縁油や熱媒体として広く使用されてきた油状の物質です。しかし、人体に有害であることが判明したため、昭和47年(1972年)以降製造が禁止されています。PCB使用機器は、処分期間内に処理しなければなりません。

⚠️ PCBは何に使われているの？

昭和28年(1953年)から昭和47年(1972年)までの間に製造された機器や昭和52年3月までに建てられた業務用建物の蛍光灯や街路灯(水銀灯など)に使用されている可能性があります。



思い当たる物がありましたら以下の相談窓口にご連絡ください。

相談窓口

相談窓口	電話番号	所管区域
仙南保健所環境廃棄物班	☎0224-53-3118	白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡
塩釜保健所岩沼支所環境廃棄物班	☎0223-22-6295	名取市、岩沼市、亶理郡
塩釜保健所環境廃棄物班	☎022-363-5501	塩竈市、多賀城市、富谷市、宮城郡、黒川郡
大崎保健所環境廃棄物班	☎0229-91-0711	栗原市、大崎市、加美郡、遠田郡
石巻保健所環境廃棄物班	☎0225-95-1447	石巻市、登米市、東松島市、女川町
気仙沼保健所環境廃棄物班	☎0226-22-5127	気仙沼市、南三陸町
仙台市環境局事業ごみ減量課事業係	☎022-214-8235	仙台市

⚠️ PCB使用機器はどこにあるの？

昭和52年（1977年）までに建てられた業務用の建物や街路灯から見つかっています。

- ◎高圧コンデンサー▶工場、旅館、学校、揚水機場などの高圧受電設備（電気室、機械室など）
- ◎安定器▶業務用建物の蛍光灯・水銀灯（工場、旅館、学校のほか、商店や集会所など）や街路灯
- ◎低圧コンデンサー▶ポンプやモーターを使用する事業場（農業用ポンプ場など）
- ◎溶接機▶板金工場、自動車整備工場など
- ◎その他、コンデンサーを使用している機器▶医療用X線発生装置、分析用X線検査装置、昇降機など

農業用ポンプ場



業務用蛍光灯



街路灯（水銀灯）



⚠️ PCB使用機器はいつまでに処理をしなければならない？

宮城県内のPCB使用機器の処理を行うことができる事業者は、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（通称：JESCO）北海道事業所のみとなります。機器の種類ごとに、処分期間が定められています。

- ◎3kg以上のコンデンサーなど▶令和4年3月31日まで（終了）
 - ◎照明器具の安定器、3kg未満のコンデンサーなど▶令和5年3月31日まで
- 特に、処分期間を既に過ぎている機器が新たに発覚した場合には、速やかに表面に記載している相談窓口に連絡してください。

⚠️ PCB使用機器を処理をしないでいると、どうなる？

PCBの処理施設は処分期間終了後、令和5年度までは処理を行うこととされていますが、それ以降は処理を行うことができる事業者がいなくなります。このため、PCB使用機器を処理せずに保管したままにしていると、行政への年1回の保管状況報告、立入検査への対応のほか、機器の劣化対策、保管場所の確保などを将来にわたって行わなければならない可能性があります。

お急ぎ
ください

